

02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した配置販売業許可申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます（**仮申請**）。
- 仮申請後、申請先（薬務課）での申請内容の確認後に、申請者宛てに支払い案内メールを送付します。
※ 電子申請と併せて、以下の書類については申請先（薬務課）への原本提出（郵送）が必要です。
 - ＜**仮申請後に原本の提出が必要な申請**＞
 - 配置従事者身分証明書交付申請：身分証明書用写真
 - 配置従事者身分証明書の書換え・再交付申請：身分証明書用写真、配置従事者身分証明書（原本）
 - 廃止届、返納届：配置販売業許可証（原本）、配置従事者身分証明書（原本）
 - ＜**本申請完了後（手数料納付後）に原本の提出が必要な申請**＞
 - 配置販売業の更新・書換え交付・再交付申請：配置販売業許可証（原本）
- 支払い案内メールに記載のURLから決済（クレジットカード・PayPay）していただき、申請完了となります（**本申請**）。
- 許可証の受け取り方法は、「郵送受取」または「薬務課・保健所受取」が選択可能です。
※ 「郵送受取（郵送料負担）」は、郵送料（申請の種類に応じて530円又は460円）を申請手数料と併せて納付していただきます。
※ 「郵送受取（返信用封筒提出）」は申請時に返信用封筒（簡易書留、レターパック等）の提出が必要です。
※ 「薬務課・保健所受取」は許可証発行後、受取窓口から電話連絡があります。

